

名古屋市

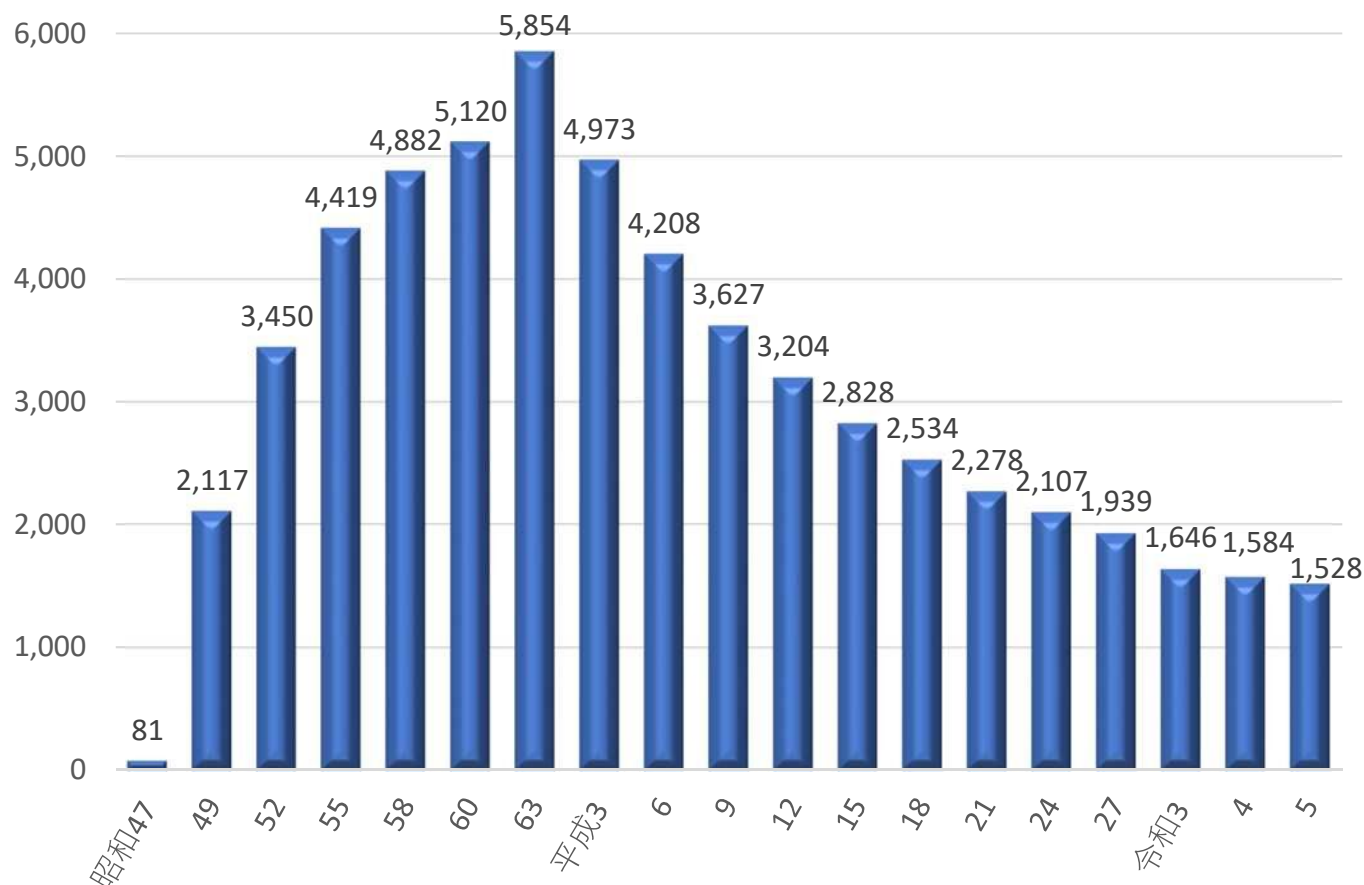
公害健康被害補償

Q&A

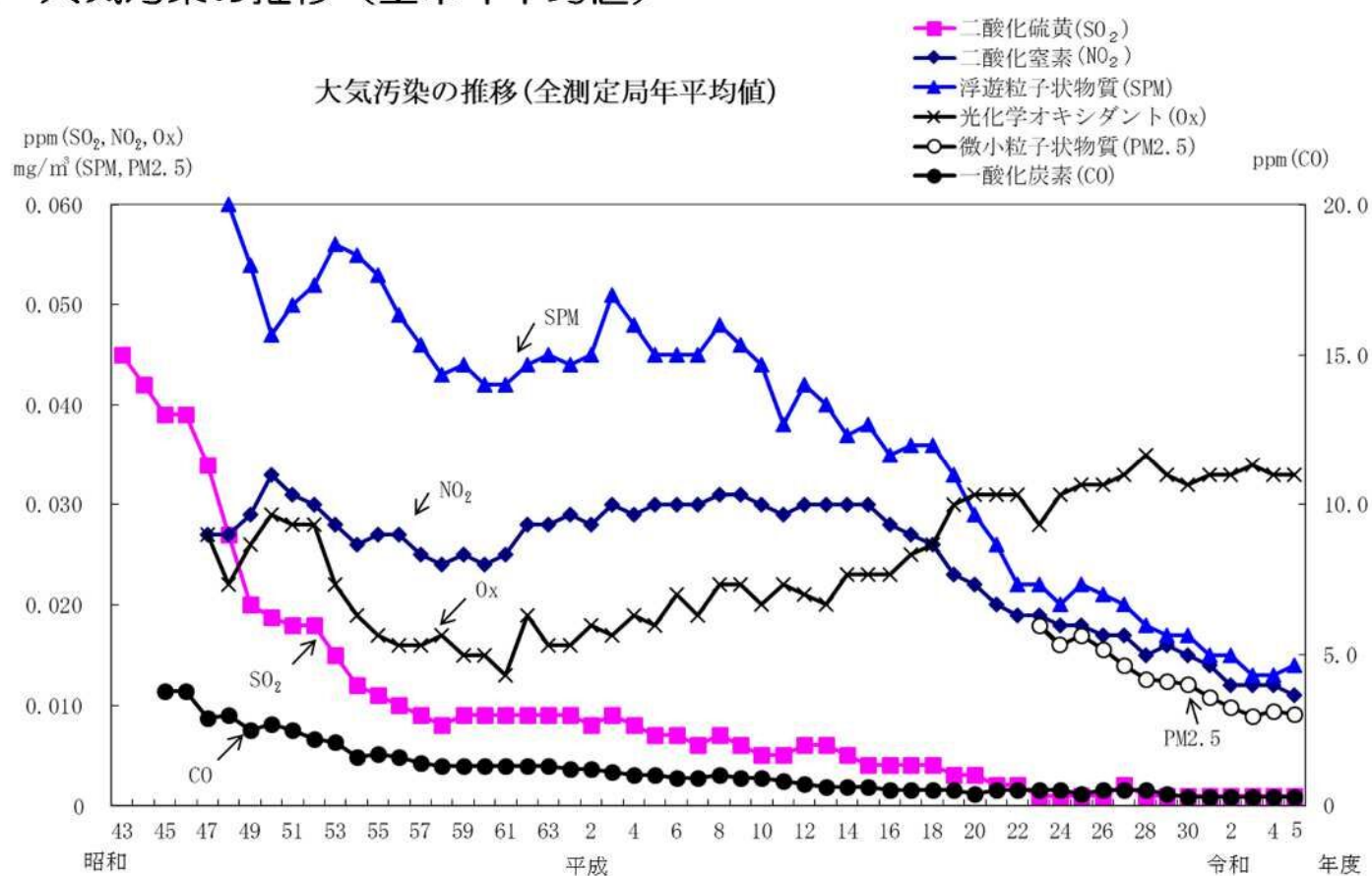
よくある質問箱

(令和 7 年 4 月版)

1 公害健康被害の補償等に関する法律による認定患者数の推移（各年度末）



2 大気汚染の推移（全市年平均値）



ご注意ください

<<名古屋市外に転出される場合>>

- 認定を受けている方は、居住地に関係なく、認定疾病が治るまで補償されます。公害医療手帳も全国の医療機関でお使いいただけます。
- 下記の旧指定地域内に転出された場合は、認定知事等の変更届出をすると、その転出先の地方公共団体が認定更新や補償給付などの事務を行います。それ以外の地域に転出された場合は、引き続き、名古屋市の認定患者として名古屋市が事務を担当します。いずれの場合も手続きが必要です。転出前の保健センターまたは公害保健課（電話052-972-2688）にご連絡ください。

旧指定地域（令和6年3月末現在）

都道府県	指定地域
千葉県	千葉市（南部臨海地域）
東京都	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、品川区、大田区、目黒区、渋谷区、豊島区、北区、板橋区、墨田区、江東区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区
神奈川県	横浜市（鶴見臨海地域）、川崎市（川崎区・幸区）
静岡県	富士市（中部地域）
愛知県	名古屋市（南部地域）、東海市（北部・中部地域）
三重県	四日市市（臨海地域・楠町）
大阪府	大阪市、豊中市（南部地域）、吹田市（南部地域）、守口市、東大阪市、八尾市、堺市（西部・中部地域）
兵庫県	神戸市（臨海地域）、尼崎市（東部・南部地域）
岡山県	倉敷市（水島地域）、玉野市（南部臨海地域）、備前市（片上湾周辺地域）
福岡県	北九州市（洞海湾沿岸地域）、大牟田市（中部地域）

<<各種補償給付を受け取る口座を変えたい場合>>

- 各種補償給付を受け取る金融機関、またはその支店、出張所、口座番号等を変更しようとするときは、事前に保健センターまたは公害保健課（連絡先は最終頁にあります）に連絡し、「口座振替申込書」を提出してください。届出が遅れると振り込みができない場合があります。また、金融機関の統廃合が行われたときも、この届出をお願いします。

目 次

※ 令和2年12月から手続きに押印は不要となりました。

1 認定関係

- Q1 新規の認定申請はできますか。
- Q2 認定の更新とはなんですか。
- Q3 認定を更新する手続きはどうしたらいいですか。
- Q4 認定を更新する手続きの期限はいつですか。
- Q5 現在の認定疾病以外の病名の追加や変更はできますか。
- Q6 認定更新診断書や主治医診断報告書は、どこで書いてもらうのがいいですか。
- Q7 医学的検査はどこで受けられますか。
- Q8 入院中や寝たきり状態で医学的検査がどうしても受けられない場合、どうしたらいいですか。
- Q9 公害医療手帳を返還したい場合はどうしたらいいですか。

2 障害の程度（等級）の見直し・改定請求

- Q10 障害の程度（等級）とはなんですか。障害補償費は支給されますか。
- Q11 障害の程度（等級）の見直しの手続きはどうしたらいいですか。
- Q12 最近、症状が重くなったように感じますが、補償は変わりますか。

3 補償給付

- Q13 補償給付にはどんなものがありますか。
- Q14 療養の給付とはなんですか。
- Q15 認定疾病以外の病気でも診療を受けられますか。
- Q16 肺炎球菌ワクチンの接種を受けたいのですが、どうしたらいいですか。
- Q17 国内の旅行先でも公害医療手帳を提示して診療を受けられますか。
- Q18 外国でも治療費を支払ってもらえますか。
- Q19 介護老人保健施設や介護療養型医療施設に入所・入院したときはどうしたらいいですか。
- Q20 訪問看護を療養の給付として受けられますか。
- Q21 障害補償費の支給は、いつから始まり、いつまで支給されますか。
- Q22 療養手当の日数の対象となるのは、どのような場合ですか。
- Q23 療養手当の請求書を提出したのに支給されないのはどうしてですか。
- Q24 療養手当の請求書の用紙がなくなったときはどうしたらいいですか。

- Q25 療養手当の請求を忘れていました。さかのぼって請求できますか。
- Q26 認定患者が死亡した場合はどんな手続きが必要ですか。
- Q27 まだ受け取っていない障害補償費などがあります。遺族が請求できますか。
- Q28 遺族補償費と遺族補償一時金の違いはなんですか。
- Q29 生計維持関係とはどういうことですか。
- Q30 遺族補償費はだれが請求できますか。
- Q31 遺族補償費がもらえなくなるときは、どんなときですか。
- Q32 遺族補償一時金はだれが請求できますか。
- Q33 遺族補償費や遺族補償一時金、葬祭料が支給されるのはどのような場合ですか。
- Q34 遺族補償費や遺族補償一時金、葬祭料を請求できる期間は決められていますか。
- Q35 障害補償費や遺族補償費、療養手当の支給日は決まっていますか。

4 不服申立て

- Q36 障害の程度（等級）の決定や補償給付の支給決定などに不服がある場合は、どうしたらいいですか。

5 公害保健福祉事業

- Q37 公害保健福祉事業とはなんですか。
- Q38 インフルエンザの予防接種を受けたいのですが、どうしたらいいですか。
- Q39 新型コロナワクチンの接種を受けたいのですが、どうしたらいいですか。

保健センター



1 認定関係

Q1 新規の認定申請はできますか。

A 昭和63年3月以降、法改正により新規の認定申請はできなくなっています。

Q2 認定の更新とはなんですか。

A 認定を受けている方の認定疾病が、定められた有効期間内に治る見込みがなく、その有効期間の満了後も引き続き認定を継続するための手続きをいいます。この手続きは、認定疾病が治るまで3年に1度行うことになります。

Q3 認定を更新する手続きはどうしたらいいですか。

A 公害医療手帳に記載のある認定の有効期間が満了する月の3か月前から、更新の申請をすることができます。

(例) 有効期間が5月中に満了する場合 → 2月1日から申請が可能

有効期間が満了する3～4か月前に保健センターまたは公害保健課から次の用紙を送付します。



「認定更新申請書」「認定更新診断書」「医学的検査結果報告書」

※名古屋市外にお住まいの方には「認定調査票」も送付します。

医療機関で「認定更新診断書」、「医学的検査結果報告書」を記入してもらい、書類を整えて、必ず有効期間の満了前に申請を行ってください。

名公 ○○-○○○○		交付 名古屋市長	
公害医療手帳		ふりがな	男・女
		氏名	年 月 日生
		住所	
		認定疾病の名称	
認定 〇年〇月〇日 有効期間 △年〇月〇日 □年□月□日			

1 認定関係

Q4 認定を更新する手続きの期限はいつですか。

- A 公害医療手帳に記載されている認定の有効期間の最終日です。
認定の更新を希望される方は、必ず有効期間の満了前に手続きをしてください。
更新の手続きをされないと認定が失効し、再び認定を受けることはできません。

Q5 現在の認定疾病以外の病名の追加や変更はできますか。

- A 原則として、病名の追加や変更はできません。ただし、認定疾病の病像が変化して他の旧指定疾病およびこれらの続発症に変わったり、併発していると主治医が診断した場合は、認定の更新をするときに「認定更新診断書」にその旨を記載してもらいます。
認定疾病との医学的関連性が認められれば、新しい公害医療手帳に記載されます。

Q6 認定更新診断書や主治医診断報告書は、どこで書いてもらうのがいいですか。

- A 日ごろの病状や診療内容がよくわかっている医師に書いてもらってください。



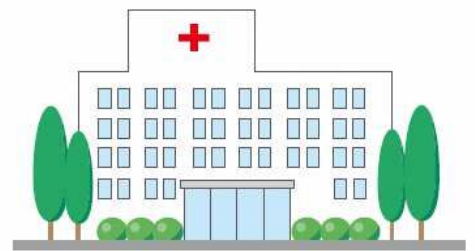
1 認定関係

Q7 医学的検査はどこで受けられますか。

A 認定の更新や障害の程度（等級）の見直しの際には、認定疾病の状態を把握するために、医学的検査を行っています。

この検査は、原則として医学的検査指定医療機関（医学的検査を名古屋市が委託している医療機関）で受けていただいております。検査にあたっては、主治医とご相談ください。

なお、名古屋市外にお住まいの方で、医学的検査指定医療機関で検査を受けることが難しい場合には、現在の住所地の医療機関で受けることもできます。



Q8 入院中や寝たきり状態で医学的検査がどうしても受けられない場合、どうしたらいいですか。

A 保健センターまたは公害保健課（連絡先は最終頁にあります）へご相談ください。



Q9 公害医療手帳を返還したい場合はどうしたらいいですか。

A 公害医療手帳を返還したい場合は、その旨を届出してください。届出の用紙は、保健センターまたは公害保健課にあります。なお、公害医療手帳を返還した場合は、再び認定を受けることはできません。

2 障害の程度（等級）の見直し・改定請求

Q10 障害の程度（等級）とはなんですか。障害補償費は支給されますか。

A 障害の程度（等級）とは、障害補償費が支給される障害の程度（等級）であり、日常生活の困難度と労働能力の喪失の程度等に応じて、特級・1級・2級・3級の4つの障害の程度（等級）があります。次のとおりです。

特 級	労働することができず、日常生活に著しい制限を受ける程度の心身の状態、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当し、かつ、当該指定疾病につき常時介護を必要とするもの
1 級	労働することができず、日常生活に著しい制限を受けるか、または労働してはならず、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の心身の状態、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの
2 級	労働に著しい制限を受け、日常生活に制限を受けるか、または労働に著しい制限を加え、日常生活に制限を加えることを必要とする程度の心身の状態、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの
3 級	労働に制限を受け、日常生活にやや制限を受けるか、または労働に制限を加え、日常生活にやや制限を加えることを必要とする程度の心身の状態、指定疾病の種類に応じて環境大臣が定める基準に該当するもの

障害補償費は、国が定める上記の障害の程度（等級）に該当する方を対象に支給されます。ただし、認定を受けていても支給の対象となる障害の程度（等級）に該当しない方には支給されません。



2 障害の程度（等級）の見直し・改定請求

Q11 障害の程度（等級）の見直しの手続きはどうしたらいいですか。

- A 障害補償費を受けている方は、認定疾病による障害の程度（等級）について、毎年見直しを行う必要があります。該当する方には、見直しの3～4か月前に保健センターまたは公害保健課から、「主治医診断報告書」と「医学的検査結果報告書」の用紙を送付しますので、医療機関で記入してもらい、書類を整えて提出してください。この手続きを行わないと障害補償費の支給が止まることになります。

Q12 最近、症状が重くなったように感じますが、補償は変わりますか。

- A 障害補償費をすでに受けている方は、いつでも障害補償費の額の改定請求をすることができます。障害補償費を受けていない方は、いつでも障害補償費の請求をすることができます。くわしくは、保健センターまたは公害保健課（連絡先は最終頁にあります。）にお問い合わせください。

請求される場合は、手続きに必要な「障害補償費改定請求書」または「障害補償費請求書」、「主治医診断報告書」、「医学的検査結果報告書」、「認定調査票（名古屋市内にお住まいの方のみ送付）」の用紙をお渡ししますので、保健センターまたは公害保健課にご相談ください。



3 補償給付

Q13 補償給付にはどんなものがありますか。

A 認定を受けている方またはその遺族などに対し、原則として次のものが給付されます。各補償給付の詳細については、Q14～35をご参照ください。

給付の種類	概 要
療 養 の 給 付 および療養費	◆ 療養の給付とは、認定を受けている方が公害医療機関で治療費を支払うことなく認定疾病の診療を受けられることをいいます。 ◆ 療養費は、認定を受けている方が医療機関にいったん治療費を支払い、その分を後日請求するもので、療養の給付に代えて行われるものです。緊急その他やむをえない事情があって、公害医療手帳を提示できなかった場合や公害医療機関以外の医療機関で認定疾病の診療を受けた場合が該当します。
障害補償費	◆ 障害補償費は、認定を受けている方が国の定める障害の程度（特級・1級・2級・3級）に該当する場合に支給されます。 ◆ 障害補償費の支給を受けていない方は、いつでも障害補償費の請求をすることができます。くわしくは、保健センターまたは公害保健課（連絡先は最終頁にあります。）にご相談ください。
療 養 手 当	◆ 療養手当は、入院に要する諸雑費や通院に要する交通費などにあてるため、認定疾病の診療を受けている方の請求により支給されるものです。 ◆ 請求は、診療を受けた月の翌月1日以降にすることができます。 ◆ 1か月のうち認定疾病による入院が1日以上、または通院が4日以上ある場合に、その日数に応じて支給されます。
遺族補償費	◆ 遺族補償費は、認定患者が認定疾病に起因して死亡された（Q33参照）場合に、死亡の当時、認定患者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対して支給されます。 ◆ 遺族補償費の支給期間は、支給開始月から10年間です。
遺族補償 一時金	◆ 遺族補償一時金は、認定患者が認定疾病に起因して死亡された（Q33参照）場合で、遺族補償費を受けとることができる遺族がいないときに一定の範囲の遺族に対して支給されます。
葬 祭 料	◆ 葬祭料は、認定患者が認定疾病に起因して死亡された（Q33参照）場合に、その葬祭（葬儀）を行う方に支給されるものです。 ◆ 請求できるのは、実際に葬祭（葬儀）を行い、その費用を負担した方となります。なお、国民健康保険等から同種の費用が支給された場合は、その金額は差し引かれます。

3 補償給付

Q14 療養の給付とはなんですか。

- A 療養の給付とは、認定を受けている方が公害医療機関に公害医療手帳を提示し、治療費を支払うことなく認定疾病の診療を受けられることをいいます。
療養の給付には、次のようなものがあります。

- 1 診察
- 2 薬剤または治療材料の支給
- 3 医学的処置、手術およびその他の治療
- 4 居宅における療養上の管理およびその療養にともなう世話その他の看護
- 5 病院または診療所への入院およびその療養にともなう世話その他の看護
- 6 移送

公害医療機関とは、次のものなどをいいます。

- 1 健康保険法に基づく指定を受けた病院・診療所・薬局など
- 2 生活保護法に基づく指定を受けた病院・診療所・薬局など
- 3 介護保険法に規定する介護老人保健施設、
介護療養型医療施設など



Q15 認定疾病以外の病気でも診療を受けられますか。

- A 公害医療手帳を提示して療養の給付を受けることができるのは、認定疾病に関わる診療です。
そのほかの疾病の診療は、公害医療手帳ではできないため、健康保険などにより診療を受けることになります。

Q16 肺炎球菌ワクチンの接種を受けたいのですが、どうしたらいいですか。

- A 認定疾病の続発症予防のために肺炎球菌ワクチンを接種する場合は、療養の給付の対象となります。主治医とご相談の上、接種を受けてください。

3 補償給付

Q17 国内の旅行先などでも公害医療手帳を提示して診療が受けられますか。

A 認定を受けている方にお渡ししている公害医療手帳は、全国の公害医療機関で使うことができ、認定疾病の診療が受けられます。旅行などで外出される場合、必ずご持参ください。

なお、受診された医療機関が制度を知らない場合や受診に際してお困りの場合は、公害保健課（電話052-972-2689）にご連絡ください。

Q18 外国でも治療費を支払ってもらえますか。

A 外国の医療機関で認定疾病の診療を受けられた場合は、ご本人がいったん治療費を支払った上で、後日、領収書や診療内容の明細書を添えて療養費（Q13「療養の給付および療養費」参照）の請求をしていただくことになります。なお、療養費は日本の保険診療の金額に換算してお支払いするため、実際に外国で支払った金額を下回ることがあります。

外国での受診が予想される場合は、事前に保健センターまたは公害保健課（連絡先は最終頁にあります。）にご連絡ください。

Q19 介護老人保健施設や介護療養型医療施設に入所・入院したときはどうしたらいいですか。

A 介護老人保健施設には、医師がいますので診療を受けることができます。認定疾病の診療を受けた場合には、療養の給付の対象になります。介護療養型医療施設に入院し、認定疾病の診療を受けた場合も同様です。くわしくは、公害保健課にお問い合わせください。

Q20 訪問看護を療養の給付として受けられますか。

A 主治医から認定疾病に係る訪問看護の指示が出された場合は、認定疾病に係る療養の給付として認められることがあります。ただし、障害の程度（等級）などの要件がありますので、公害保健課までお問い合わせください。

3 補償給付

Q21 障害補償費の支給は、いつから始まり、いつまで支給されますか。

- A 障害補償費の支給期間は、請求があった月の翌月から支給すべき事由が消滅した月（国が定める障害の程度（等級）に該当しなくなった場合、死亡された場合、認定疾病が治った場合など）までです。ただし、障害の程度の見直し（Q11参照）を毎年行う必要があります。

Q22 療養手当の日数の対象となるのは、どのような場合ですか。

- A 認定疾病による入院・通院のほか、往診や訪問看護を受けた日数も療養手当の対象となります。
- また、他疾病を主病とした入院でも認定疾病の診療を受けた日があれば、その日数が通院扱いとして療養手当の対象となります。
- 介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に入所・入院中に、認定疾病による診療を受けた日数も、通院扱いとして療養手当の対象となります。

Q23 療養手当の請求書を提出したのに支給されないのはどうしてですか。

- A 療養手当の支給にあたっては、請求書に記載された入院・通院の日数と医療機関から提出される診療報酬明細書の当該診療月の診療日数を照合して確認しています。通院の日数が4日未満である場合や、認定疾病以外の診療日数による請求である場合には支給されません。
- 診療月の翌月10日までに請求書を提出されると翌々月の支給日に手当が振り込まれますが、医療機関から診療報酬明細書の提出が遅れた場合などには支給が遅れることがあります。ご不明な点がございましたら、公害保健課（電話052-972-2689）までお問い合わせください。

Q24 療養手当請求書の用紙がなくなったときはどうしたらいいですか。

- A 保健センターまたは公害保健課に請求してください。また、名古屋市公式ウェブサイト からダウンロードしていただくこともできます。
- ダウンロード方法は、公害保健課までお問い合わせください。

3 補償給付

Q25 療養手当の請求を忘れていました。さかのぼって請求できますか。

- A 療養手当は、月を単位として支給されます。請求期間は、診療月の翌月から2年以内です。請求は、診療月の翌月に行うようにしてください。

Q26 認定患者が死亡した場合はどのような手続きが必要ですか。

- A 認定患者が死亡された場合は、被認定者死亡届に死亡診断書の写しと公害医療手帳を添えて、保健センターまたは公害保健課に提出してください。
また、遺族補償費や葬祭料などの遺族関係補償給付を請求するために必要な手続きは、保健センターまたは公害保健課（連絡先は最終頁にあります。）までお問い合わせください。

Q27 まだ受け取っていない障害補償費などがあります。遺族が請求できますか。

- A 認定患者が支給前に死亡しなければ、受け取ることができた遺族補償費・療養手当がある場合は、死亡の当時、生計を同じくしていた遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹）が請求することができます。

※ただし、認定患者が死亡する前に請求しなかった分は対象となりません。

Q28 遺族補償費と遺族補償一時金の違いはなんですか。

- A 遺族補償費は、認定患者が認定疾病に起因して死亡された場合に認定患者によって生計を維持されていた（生計維持関係があった）一定の範囲の遺族に対して、国で毎年定める遺族補償標準給付基礎月額に相当する金額が10年を限度として支給されます。
遺族補償一時金は、認定患者が認定疾病に起因して死亡された場合で遺族補償費を受け取ることができる遺族がいないときに、それ以外の一定の範囲の遺族に対して遺族補償標準給付基礎月額の36か月分が一括支給されます。

※ただし、請求者は遺族補償費と遺族補償一時金を任意に選択することはできません。また同時に支給を受けることもできません。

Q29 生計維持関係とはどういうことですか。

- A 生計維持関係とは、死亡された認定患者の収入によって日常生活の全部または一部を営んでおり、その収入がなければ通常の生活ができなくなる関係をいいます。

3 補償給付

Q30 遺族補償費はだれが請求できますか。

A 遺族補償費は、認定患者の死亡当時、死亡した認定患者によって生計を維持されていた（生計維持関係があった）遺族で次の順位で請求することができます。

- 1 妻または60歳以上の夫（事実上の婚姻関係を含む。）
- 2 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるか、60歳以上の子
- 3 60歳以上の父母
- 4 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるか、60歳以上の孫
- 5 60歳以上の祖父母
- 6 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるか、60歳以上の兄弟姉妹

※ 遺族補償費を請求することができる場合、遺族補償一時金を同時に請求することはできません。

Q31 遺族補償費がもらえなくなるときは、どんなときですか。

A 遺族補償費は、支給開始から10年を経過すると支給が終了します。また、次の事由に該当すると受給資格がなくなり、支給が打ち切られることになります。

- 1 死亡したとき
- 2 婚姻（事実上の婚姻関係を含む。）をしたとき
- 3 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（事実上の養子縁組関係を含む。）となったとき
- 4 離縁（養子縁組の解消）により、死亡した認定患者との親族関係が終了したとき
- 5 子、孫または兄弟姉妹であって、18歳に達した日以降の最初の3月31日が終了したとき

※ 遺族補償費を受給されていた方の受給資格がなくなった場合は、その時から次順位者に対して遺族補償費が支給されます。遺族補償費の次順位者がいないときは、支給が打ち切られます。ただし、支給済みの遺族補償費の合計額が遺族補償一時金の額（遺族補償標準給付基礎月額額の36か月分）よりも少ない場合は、遺族補償一時金の請求権者からの請求に基づき、その差額が一括支給されます。

3 補償給付

Q32 遺族補償一時金はだれが請求できますか。

A 遺族補償一時金は、次の範囲および順位により請求することができます。

- 1 配偶者（事実上の婚姻関係を含む。）
- 2 認定患者の死亡当時その者によって生計を維持していた子
- 3 認定患者の死亡当時その者によって生計を維持していた父母
- 4 認定患者の死亡当時その者によって生計を維持していた孫
- 5 認定患者の死亡当時その者によって生計を維持していた祖父母
- 6 2に該当しない子
- 7 3に該当しない父母
- 8 4に該当しない孫
- 9 5に該当しない祖父母
- 10 兄弟姉妹

※ 遺族補償一時金は、遺族補償費を請求することができる遺族がない場合に請求することができます。

Q33 遺族補償費や遺族補償一時金、葬祭料が支給されるのはどのような場合ですか。

A 遺族補償費や遺族補償一時金および葬祭料は、認定患者が認定疾病に起因して死亡したと認められる場合に支給されます。ただし、認定疾病に起因して死亡したことにつき他の原因があると認められる場合には、それらを考慮して、支給のための給付率を決定します。

給付率には、100%、75%、50%があります。

なお、認定疾病に起因して死亡したと認められない場合には、遺族補償費や遺族補償一時金、葬祭料は支給されません。

Q34 遺族補償費や遺族補償一時金、葬祭料を請求できる期間は決められていますか。

A 認定患者が死亡された日の翌日から起算して2年以内です。

Q35 障害補償費や遺族補償費、療養手当の支給日は決まっていますか。

A 障害補償費・遺族補償費は、2月、4月、6月、8月、10月、12月（年6回）の支給日にそれぞれ前2か月分が支給されます。例えば、支給月が2月の場合は、12月分と1月分が支給されます。

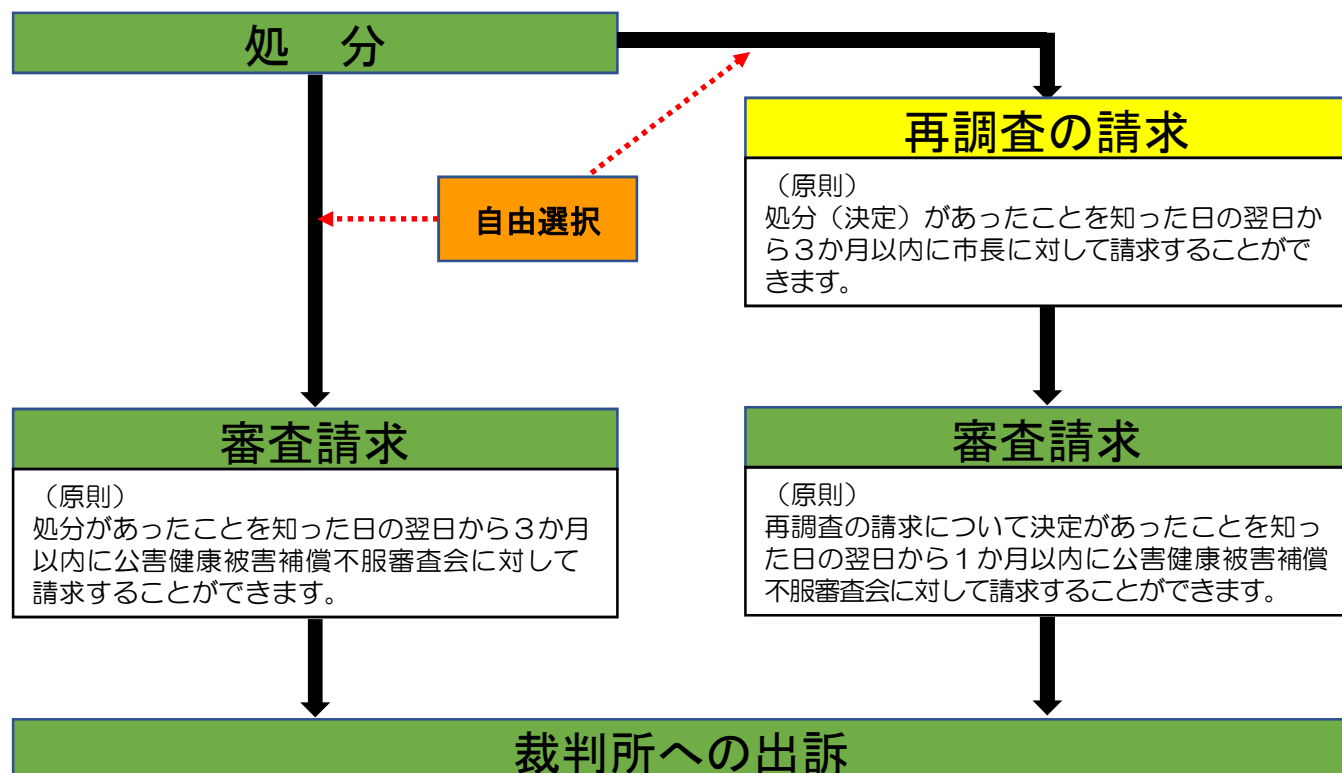
療養手当は、請求書の提出があった月（10日まで）の翌月の支給日に支給されます。

支給日は、該当月の7日（1月、3月、5月は13日）となっています。ただし、7日または13日が土曜日、日曜日、祝日など金融機関の休業日にあたるときは、その直後の金融機関の営業日となります。

4 不服申立て

Q36 障害の程度（等級）の決定や補償給付の支給決定などに不服がある場合は、どうしたらいいですか。

- A ①市長が行った認定・障害の程度（等級）に関する処分や補償給付の支給などに関する処分（決定）に不服があるときは、不服申立てを行うことができます。
- ②不服申立てには、市長に対する「再調査の請求」と公害健康被害補償不服審査会（環境省の所轄機関）に対する「審査請求」があります。「再調査の請求」と「審査請求」のどちらを行うかは、申立者が自由に選択することができます。
- ③「再調査の請求」は、市長が行った処分（決定）があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して請求することができます。
- ④「審査請求」は、市長が行った処分（決定）があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に公害健康被害補償不服審査会に対して請求することができます。
- ⑤「再調査の請求」を選択し、市長が行った再調査の請求についての決定に不服がある場合、処分があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に公害健康被害補償不服審査会に対して「審査請求」を請求することができます。
- ⑥さらに、審査請求に対する公害健康被害補償不服審査会の裁決に不服がある場合には、裁判所に処分の取消しの訴えを提起できます。ただし、この訴えは、公害健康被害補償不服審査会の裁決を経たあとでなければ提起することができません。
- くわしくは、保健センターまたは公害保健課（連絡先は最終頁にあります）にお問い合わせください。



5 公害保健福祉事業

Q37 公害保健福祉事業とはなんですか。

A 公害による健康被害を受けた人にとって、損なわれた健康を回復させることが最も重要です。このため、健康を回復させ、保持増進するために、下記の事業を行っています。

事業名	名古屋市内にお住まいの方	名古屋市外にお住まいの方	
		愛知県内	愛知県外
① リハビリテーション事業			
（リハビリ教室）	○	○	×
（プール券の配付）	○	×	×
② 転地療養事業	○	○	×
③ 療養用具支給事業 （在宅の特級・1級の方を対象 に空気清浄器と加湿器を貸与）	○	×	×
④ 家庭療養指導事業 （保健師による家庭療養指導）	○	×	×
⑤ インフルエンザ 予防接種費用助成事業	○	○	○
⑥ 新型コロナワクチン 接種費用助成事業 （65歳以上の方、60歳以上65歳 未満で障害等級1級の方が対象）	○	○	○
⑦ 禁煙外来治療費用助成事業	○	○	○

○：対象となります ×：対象となりません

Q38 インフルエンザの予防接種を受けたいのですが、どうしたらいいですか。

A 認定患者が受けるインフルエンザの予防接種費用について、自己負担金を全額助成しています。

毎年秋頃、助成の手続きについてご案内を送付しております。

ご不明な点がございましたら、公害保健課（電話052-972-2688）までお問い合わせください。

5 公害保健福祉事業

Q39 新型コロナワクチンの接種を受けたいのですが、どうしたらいいですか。

A 高齢者を対象に新型コロナワクチンの接種費用について、自己負担金を助成します。

※65歳以上の方、60歳以上65歳未満で障害等級1級の方が対象となります。

※助成額については上限がございます。

秋頃、65歳以上の方には、助成の手続きについてご案内を送付する予定です。

ご不明な点がございましたら、公害保健課（電話052-972-2688）までお問い合わせください。

お問い合わせ先（市外局番052）

（おかけ間違いのないようにお願いします。）

【お問い合わせ時間 午前8時45分～午後5時15分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）】

公害保健課	●	〒460-8508	中区三の丸三丁目1-1	TEL	972-2688
千種保健センター	●	〒464-8644	千種区星が丘山手103	TEL	753-1975
東保健センター	●	〒461-0003	東区筒井一丁目7-74	TEL	934-1217
北保健センター	●	〒462-8522	北区清水四丁目17-1	TEL	917-6553
西保健センター	●	〒451-8508	西区花の木二丁目18-1	TEL	523-4616
中村保健センター	●	〒453-8501	中村区松原町1-23-1	TEL	433-3093
中保健センター	●	〒460-8447	中区栄四丁目1-8	TEL	265-2261
昭和保健センター	●	〒466-0027	昭和区阿由知通3-19	TEL	735-3962
瑞穂保健センター	●	〒467-0027	瑞穂区田辺通3-45-2	TEL	837-3267
熱田保健センター	●	〒456-0031	熱田区神宮三丁目1-15	TEL	683-9685
中川保健センター	●	〒454-0911	中川区高畑一丁目223	TEL	363-4464
港保健センター	●	〒455-0015	港区港栄二丁目2-1	TEL	651-6531
南保健センター	●	〒457-0833	南区東又兵衛町5-1-1	TEL	614-2879
守山保健センター	●	〒463-0011	守山区小幡一丁目3-1	TEL	796-4624
緑保健センター	●	〒458-0033	緑区相原郷一丁目715	TEL	891-3621
名東保健センター	●	〒465-8506	名東区上社二丁目50	TEL	778-3112
天白保健センター	●	〒468-0056	天白区島田二丁目201	TEL	807-3910

※ 令和5年1月4日から千種保健センターは仮庁舎に移転しました。

名古屋市環境局公害保健課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052-972-2688（ダイヤルイン）